

地区こども館 市内統一利用規約等

1 概要

(1) 機能 子どもの居場所・遊び場で、子育てを応援する拠点です。図書館分室があります。
※託児施設や学童クラブのように、職員が子どもを指導したり、子どもを預かる施設ではありません。

(2) 施設 地区こども館のある場所

- ・ ちの地区（家庭教育センターの図書館分室内）
- ・ 宮川地区（中央公民館の図書館分室内）
- ・ その他の地区（地区コミュニティセンターの図書館分室内）

2 運営体制 地区こども館職員（どんぐりメイト）が1名（子どもの見守りを行っています）

3 安全管理体制

(1) 職員 地区こども館内の安全管理、危機管理は、どんぐりメイトが行っています。家庭教育センター、中央公民館、地区コミュニティセンターの管理は、各施設の館長または所長が行っています。

(2) 体制 どんぐりメイトは、子どもが地区こども館内で安全に過ごせるように、見守りをしています。

4 緊急時の対応

- (1) 学校が災害・台風・その他緊急事態発生の原因により集団下校、早めに下校する等の対応をとった場合、安全管理のためそれに該当する方の利用はできません。
- (2) 感染症の種類や市内での感染症の発生、流行の状況等を考慮し、状況によっては利用を制限する場合があります。
- (3) 利用中に病院へ行かなければいけないような事故、けが等があった場合や安全管理上必要な場合は、どんぐりメイトから登録書に記載の緊急連絡先へご連絡します。

5 保護者の方へお願い

- (1) 保護者とお子さんにおいて地区こども館での過ごし方、帰宅方法・時間について、約束事を決めてご利用をお願いします。また、利用の仕方について指導をお願いします。
- (2) どんぐりメイトは、地区こども館内の子どもの見守りを行っています。地区こども館から外へ出て遊ぶ子どもがいますが、見守りはできませんので各家庭で約束事を決め、指導をお願いします。
- (3) 学校の下校及び放課後の決まりや各施設のルールを守り地区こども館の利用をお願いします。

6 利用規約

- (1) 保護者及び利用者は、「地区こども館の概要・運営体制」「地区こども館の安全管理体制」「緊急時の対応」「保護者の方へお願い」を理解し、利用すること。
- (2) 未就学児は、保護者（親または20歳以上の方）同伴で利用すること。
- (3) 入館時及び退館時は来館者名簿に記載すること。
- (4) 保護者及び利用者は、地区こども館利用中の安全を当該保護者と当該利用者で確保して利用すること。なお、地区こども館利用中の事故やけがは、当該保護者と当該利用者の責任とする。
- (5) 利用者同士、仲良く利用することを約束すること。なお、地区こども館利用中に起きた利用者同士のトラブル、けんか、事故、けがについては、当該保護者同士、当該利用者同士で解決し、それぞれの責任とする。
- (6) 学校の下校及び放課後の決まりを守り、利用すること。
- (7) 家庭教育センター、中央公民館、地区コミュニティセンターの決まりを守り、利用すること。
- (8) この利用規約に定めるもののほか、各地区こども館の管理・運営について必要な事項は、別に定める。